大 個 審 第 １ 号
（答 申 第 ５ 号）
平成９年４月２３日

大阪府知事　殿

大阪府個人情報保護審議会
会長　　佐藤　幸治

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成９年３月１１日付け広第１７２３号で諮問のあったワープロ通信府政モニター制度に係る大阪府個人情報保護条例第８条第３項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

なお、事業の遂行にあたっては、下記事項に留意して、個人情報の保護安全対策に万全の措置を講ずるよう要望します。

記

１　ワープロ通信府政モニター制度の規約事項を参加者に事前に周知し、その内容について同意を得るよう体制整備を行うこと。

２　提供された情報が公開される範囲を明確にしておくなど、条例の趣旨を尊重した制度の運営を図ること。

３　諮問時における通信のトップメニューを変更する場合や当該システムを変更する場合は、改めて本審議会に諮問すること。